

## 充電設備等の「移設」にかかる手続きについて

### I. 充電設備等の移設

充電設備等（充電設備、課金装置、給電器及び単価 50 万円以上の付帯設備をいう。以下同様）の移設とは、補助金の交付を受けた充電設備等の所有者が変わらずに、設置場所が変更することをいいます。移設後も申請者が充電設備等の使用条件を変更せずに使用し続けることをセンターで確認できた場合は、補助金返納義務が免除されます。

なお、充電設備等の撤去日\*<sup>1</sup>以降に移設先が変更される場合は、「その他の処分」として、補助金の返納を求めますので、移設先を決める際には十分に確認して決める様に願います。

\*1：充電設備等の撤去日とは、充電設備等、充電設備等の周辺機器、または充電設備等の配線などを撤去して、充電設備等が稼働できなくなる日をいいます。

### II. 財産処分（移設）の手続き

#### 1. 処分（移設）前に提出が必要となる書類

##### ●[実施状況報告書<処分前>](#)（様式；実施状況報告\_財産処分関係）

###### 【記載事項】

①移設する充電設備等の名称、メーカー名、型式、製造番号、基数 ②充電設備等を移設する旨の記載 ③移設の理由（経緯を含む） ④充電設備等の撤去予定日 ⑤移設工事着工予定日 ⑥移設工事完了予定日 ⑦充電設備等移設先施設の名称及び住所 ⑧移設後の充電設備等の使用条件が当初設置時の使用条件と同一か否か ⑨充電設備等の使用条件を変更しない旨の誓約（使用条件を変更しない場合）

###### 【添付書類】<写真を添付する場合は、撮影日を明記すること>

①移設前の設置場所の全景写真<sup>(注1)</sup>（平成 24 年度事業：参考様式 02、平成 26 年度事業以降：様式 5） ②移設前の充電設備付近に設置された案内板（平成 24 年度事業：参考様式 02、平成 26 年度事業以降：様式 5）<公共性が補助条件の場合>

注1：全景写真とは、充電設備本体及びその周囲（充電車両の駐車スペース、充電設備保護用の屋根、保護用ポール等）が撮影されている写真。1 枚での撮影が難しい場合は、複数枚の写真を添付する。以下同様。

2. センターで「実施状況報告書」<処分前>を確認の上、財産承認申請書の提出の要否に関し、センターから申請者にメール又はFAXなどで連絡します。使用条件を変更しない旨の誓約がされている場合は、原則、財産処分承認申請書の提出は求めません。

#### <財産処分承認申請書の提出が必要な場合>（補助金返納ありの場合）

#### 3. [「財産処分承認申請書」](#)（様式 22）の提出

###### 【記載事項】

①充電設備等を移設する旨の記載 ②移設理由（経緯を含む） ③充電設備等の撤去予定日 ④移設工事開始予定日 ⑤移設工事完了予定日 ⑥充電設備等移設先施設の名称及び住所 ⑦移設後の充電設備等の使用条件が当初設置時の使用条件と同一か否か、⑧返納の欄の「（1）返納します」を選択する

【添付書類】実施状況報告書（処分前）に添付された資料を使用しますので、添付すべき書類はありません。

#### 4. センターによる「財産処分承認通知書」（様式 23）の発行

補助金の全額または一部の返納を求める旨の財産処分承認通知書を発行します。財産処分承認通知書の受領前に処分（移設）してはいけません。

#### 5. 処分（移設）後に提出する書類

##### ●[実施状況報告書<処分後>](#)（様式；実施状況報告\_財産処分関係）

**【記載事項】**

①充電設備等移設先の施設名称及び住所 ②移設前充電設備等の撤去日 ③移設完了日

**【添付書類】** 添付すべき書類はありません。

〈財産処分承認申請書の提出が不要な場合〉(補助金返納なしの場合)

3. 処分(移設)後に提出する書類

●**実施状況報告書<処分後>** (様式; 実施状況報告\_財産処分関係)

**【記載事項】**

①充電設備等移設先の施設名称及び住所 ②移設前充電設備等の撤去日 ③移設完了日

**【添付書類】** <写真を添付する場合は、撮影日を明記すること>

①移設後の充電設備等設置状態の平面図 ②移設後の充電設備等設置場所の全景写真(平成24年度事業:参考様式02、平成26年度事業以降:様式5) ③充電設備等の銘板写真(平成24年度事業:参考様式02、平成26年度事業以降:様式5) ④移設後の案内板(平成24年度事業:参考様式02、平成26年度事業以降:様式5) <公共性が補助条件の場合>

⑤取得財産管理台帳・取得財産等明細表(様式11) <設置場所名称または設置場所住所の変更を伴う場合>

⑤取得財産管理台帳・取得財産等明細表(様式11) <設置場所名称または設置場所住所の変更を伴う場合>

・設置工事完了日は補助金交付当時の設置工事完了日を記載すること

・充電設備等を記載すること

\*補助金の返納義務が発生しない場合は、財産処分承認申請書の提出は必要ありません。

以上